

東大和市多機能端末機等による証明書等の発行に関する規則の一部を改正する規則
を公布する。

令和８年９月２５日

東大和市長 和地 仁美

東大和市規則第６５号

東大和市多機能端末機等による証明書等の発行に関する規則の一部を改正する規則

東大和市多機能端末機等による証明書等の発行に関する規則（平成２８年規則第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号及び第２号中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、同条第３号中「個人番号カード 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を「個人番号カード等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に、「個人番号カードで」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書で」に改める。

第５条第１項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。